連合の対応総括

連合・兵庫県南部地震対策本部

1．活動の総括

(1)１月17日の兵庫県南部地震発生後、連合は、１月19日の中央執行委員会で「連合・兵庫県南部地震対策本部」ならびに「現地対策本部」を設置し、救援活動に取り組んできた。全く予想外の事態であり、初期の活動は文字どおり手探り状態であったが、徐々に活動内容も整備され、結果的には周囲からも高く評価される役割を果たすことができた。

(2)連合ボランティア活動の参加人員は延べ50,678人に達し、救援物資の仕分け、配布、給水、避難所支援、入浴支援など、広範な分野で貢献すると同時に、その体験を通じて参加した本人、および組合内部にあらためてボランティアへの理解が進んだ。

(3)連合としての救援物資の集約と配布は、初期段階の被災者の生活維持のために、貴重な活動となった。連合の機動力ある対応は、行政関係の物資配布の遅れをカバーすることができた。

(4)「緊急対策」「復興対策」について、第３次にわたって政府要請を行った。
政策面での対応は、復興活動の条件づくりに欠かせないものであり、さらに補正予算の早急な成立に向けてフォローしていく。

(5)活動に参加している各構成組織、地方連合会のボランティアと連合兵庫構成組織あるいは現地対策本部三拠点責任者と連合兵庫が参加しての「対策会議」をタイムリーに開催し、情報交換、活動方針の展開などに努め、活動参加者の意思統一をはかってきた。政策検討にあたっても、現地調査、要望の把握を行い、実態を反映した政策づくりに努めた。

2．被災状況（４月４日現在）

・死　亡	組合員	２３９人
	家　族	１，８１３人
	計	２，０５２人
・け　が	組合員	２，８４６人
	家　族	２，８７０人
	計	５，７１６人
・家　屋	全焼壊	１６，０５３件
	半焼壊	４３，９８４件
	計	６０，０３７件

※全死亡者　５，５０１人中、連合関係死亡者が３７．３％を占めるという甚大な被害を受けた。

３．ボランティア活動実績（３月３１日現在）

(1)参加者数

１月（　９日間）　　延べ　　４，３２１人
２月（２８日間）　　延べ　２５，９８３人
３月（３１日間）　　延べ　２０，３７４人
合　　計　　延べ　５０，６７８人

(2)参加車両数

延べ　　　５９８台

(3)活動内容と参加人数

①避難所関係（延べ　３９，０５７人）
・生活支援＝清掃、炊き出し、食事配布、給水、物資管理
・運営支援＝自主組織づくり、自主運営サポート、警備、夜警
②救援物資関係（延べ　　７，３０４人）
・連合救援物資＝集約、仕分け、搬送、調査
・行政関係救援物資＝搬入、仕分け、搬出、管理
③入浴支援（延べ　　２，２５６人）
・弁天湯＝常設風呂の設置と運営（入浴者数　延べ　　５，１９１人）
・あったか湯＝高齢者、障害者専用移動風呂の設置と運営
（入浴者数　延べ　　　６９７人）
④罹災届受付支援（延べ　　１，４９９人）
⑤クリーンキャンペーン（延べ　３０７人）
・ゴミ、廃材等の搬送、管理
⑥避難所実態調査（延べ　１５４人）
⑦その他（延べ　　１０１人）

４．救援物資の集約、配布内容

(1)衣料品＝下着、シャツ、靴下、トレーナー、タオル、毛布

(2)日曜雑貨品＝石けん、洗剤、食器、コンロ、ボンベ、歯ブラシ、割り箸、懐中電灯、ポリタンク

(3)ミネラルウォーター、ジュース、カップめん、缶詰

(4)自転車

(5)薬品

5．連合カンパ集約結果と配分案

①集約結果（４月５日現在）

区分	金額
構成組織	462，474，816円
地方連合会	87，742，747円
各種団体	88，751，232円
合計	638，968，795円
連合愛のカンパより	60，000，000円
総計	698，968，795円

②配分案

区分	金額
義援金	500，000，000円
・贈呈済み	（50，000，000円）
・今回贈呈分	（450，000，000円）
救援物資購入等	85，000，000円
・救援物資（食料品、日用品、衣料品）	（45，000，000円）
・風呂カー寄贈　2台	（10，000，000円）
・その他	（30，000，000円）
ボランティア団体等への拠出金	50，000，000円
・社会福祉協議会ボランティア基金	（20，000，000円）
・市民・連合ネットワークづくり他	（20，000，000円）
・その他	（10，000，000円）
総計	635，000，000円

（注）残金の使途は別途検討する。

・義援金４億５，０００万円は、３月３１日芦田会長より貝原兵庫県知事へ贈呈

6．政策・制度要求活動

(1)「兵庫県南部地震緊急対策」政府要請
　　１月２０日　五十嵐官房長官
(2)「兵庫県南部地震復興対策」　与野党への要請
　　２月３日　　与党政策担当者（自民、社会、さきがけ）
　　　　　　　　新進党
(3)「兵庫県南部地震復興対策」　政府要請
　　２月６日　　五十嵐官房長官
(4)「兵庫県南部地震復興対策」　申し入れ
　　２月７日　　関係省庁（１２省庁）
　　　　　　　　兵庫県、大阪府選出国会議員（４８名）
(5)「阪神・淡路大震災復興対策について（第３次要請）政府要請
　　４月４日　　政労会見（村山首相）

以上の要請行動を重ね、特に雇用失業問題に重点をおく中で、下記内容の改善措置や立法化の成果をあげてきた。

①雇用保険・給付日数の延長（特別60日） ②雇用保険・特例給付を休業にも適用 ③雇用調整助成金の業種指定をなくして、被災地の地域指定とした ④臨時職安（ハローワーク）の開設 ⑤阪神淡路大震災・公共事業就労促進法の制定（95年３月１日施行）で、被災者の雇用率を４割以上とすることを義務付けた

７．被災者の雇用、労働対策

(1)「法律相談ダイヤル」の実施

①第一次（２月６日～10日）、第二次（３月８日～10日）にわたって、連合兵庫を中心に、連合本部、弁護士、社会保険労務士などが協力して相談ダイヤルを実施した。

②相談件数

〈生活関係〉　４７件
- 雇用保険　１４件
- 税金、年金　１２件
- 雇用問題　１１件
- その他　１０件

〈住居関係〉　１５９件
- 借地、借家関係　１１１件
- 土地、家屋売買関係　３０件
- その他　１８件

〈その他〉　１６件

(2)３月７日～９日、３月10日～12日の２度にわたって、現地の実態調査を実施し、対応策の検討を行った。

現地において「雇用問題」「失業保険」「公共事業就労促進法」などに関するビラの作成、配布を行い、相談ダイヤルのバックアップをした。

(3)兵庫県労働部、兵庫労働基準局、職業安定所に対して下記の申し入れを実施した。

①便乗解雇などが発生しないよう監督、指導を強めること。

②「公共事業就労促進法」の有効活用のため事業主、求職者双方に理解を徹底させる活動を行うこと。

阪神・淡路大震災について

平成７年10月31日
国 土 庁 防 災 局

１．地震の概要（気象庁発表）

(1) 発生年月日　平成７年１月17日５時46分ごろ
(2) 震　源　地　淡路島
(3) 震源の深さ　14km
(4) 規　　　模　マグニチュード7.2

２．各地の震度（気象庁発表）

震度　６　　神戸、洲本
　　　５　　京都、彦根、豊岡
　　　４　　岐阜、四日市、上野、福井、敦賀、津、和歌山、姫路、舞鶴、大阪、高松、岡山、
　　　　　　徳島、津山、多度津、鳥取、福山、高知、境、呉、奈良
　　　３以下は略　　（現地調査によって神戸市等阪神地域及び淡路島の北部の一部で震度７判定）

３．被害・復旧状況等

(1) 消防庁調べ（平成７年５月23日10：30集計）

区分		単位	被害数	区分	単位	被害数
死者		人	5,502	公共建物	棟	549
行方不明者		人	2	その他建物	棟	3,126
負傷者	重傷	人	1,819	火災	件	294
	軽傷	人	25,029	道路	箇所	9,403
	調査中	人	14,679			
	計	人	41,527			
住家被害	全壊	棟	100,282			
	半壊	棟	108,402			
	一部破損	棟	※185,756			
	合計	棟	394,440			

※被害状況等については、引き続き調査中である。
※住家一部破損は、一部地域で調査中であり、現時点で判明している数である。

☆自治省消防庁災害対策本部は12月27日、阪神大震災による死者数を「6,308人」に修正すると発表した。
警察庁のまとめをもとに５月に発表した「5,502人」に、災害弔慰金支給の是非を判定する被災市町の審査会からの報告をうけて806人を追加した。病死者の中にも「地震が原因の死者」が多く、遺族などから支給申請が出され、判定した結果「地震関連死」と認定したため死者数が増えた。（日本経済新聞12月28日朝刊より）

(2) ライフライン関係
① 水道関係（厚生省調べ）
地震直後には約130万戸が断水。仮復旧は完了。被災部分について耐震化を図りながら本格復旧中。
② 電気関係（通商産業省調べ）
地震により約100万戸が停電、１月23日15時関西電力㈱管内全域で応急送電の体制が整い停電解消。
※停電回避動作前の停電戸数も含めると、地震直後には一時的に約260万戸が停電。
③ ガス関係（通商産業省調べ）

4月20日までに、不在需要家等を除き、導管もしくはボンベによるガス供給を再開。

④　通信関係（郵政省調べ）

・加入者電話・専用回線の障害については、家屋の倒壊によるものを除き概ね復旧。

・移動無線機約4,500台を無償貸与、衛星通信用地球局20台を無償貸与。

(3)　交通関係

①　鉄道関係（運輸省調べ）

・新幹線

地震発生当日中に運行再開しなかった区間は、京都・岡山間219キロ。4月8日の初電より新大阪・姫路間の運行を再開したことにより、全線開通した。

・在来線

地震発生当日中に運行再開しなかった区間は、ＪＲ123キロ。民鉄296キロ。8月23日の初電より全面開通した。

②　道路関係（建設省調べ）

主要道路の復旧状況（10月13日15時現在）

地震発生直後、高速自動車国道、阪神高速道路、直轄国道で、27路線36区間あった交通止め区間については、一般車両ないしは緊急車両用として逐次交通開放を行っており、現在までに、1路線、1区間、（3号線神戸線（武庫川～月見山））を除き、順次交通を確保。

③　港湾関係（運輸省調べ）

神戸港において、ポートアイランド地区、六甲アイランド地区を中心に甚大な被害を受けている他、大阪港等において埠頭、道路等に沈下及び亀裂などの被害が生じた。神戸港では岸壁について、1月31日までに当面の応急復旧を終了。公共岸壁約150バース中、暫定的に107バースを確保（コンテナバース21バース中8バース暫定利用可能）。2月10日、神戸港について、「復興の考え方（第1次）」を策定。

4．被害額の概算（国土庁調べ）

項　目	被　害　額
建築物等 （住宅，店舗・事務所・工場、機械等）	約6兆3千億円
交通基盤施設 （道路、港湾、鉄道）	約2兆2千億円
ライフライン施設 （電気、ガス、水道、下水道、通信・放送等）	約　6千億円
その他	約　5千億円
総　計	約9兆6千億円

（注）被害額は復旧に要すると見込まれる額をもって計算している。
また、2月14日現在で把握された被害状況を基に概略を推計した額であって、今後、被害の詳細が判明するに伴い、額の変動がありうる。

5．政府の対応

(1)　非常災害対策本部等

①第1回（1月17日）・被害の把握　・行方不明者の救出　・早期応急復旧

②政府調査団の派遣（1月17日～18日）　国土庁長官を団長とする15省庁で構成

③第2回（1月18日）行方不明者の救出、早期消火等17項目を決定

④第3回（1月23日）分野別の非常災害対策の推進

(2)　地震対策関係閣僚会議（1月18日）

・被災者救助態勢の整備　　・医療物資、医者の確保などの緊急対策

(3)　緊急対策本部　（1月19日閣議決定により設置、4月28日閣議決定により廃止）

①第1回（1月19日）・本部の設置　　・ヘリコプターによる緊急輸送強化
②第2回（1月21日）・現地対策本部の設置　　・医療　　・食料　　・緊急輸送
③第3回（1月22日）・応急仮設住宅等
④第4回（1月24日）・住宅対策の強化　　・医療体制の充実
⑤第5回（1月26日）・住宅対策等　　・医療対策　　・トイレ、ごみ処理対策
⑥第6回（1月29日）・交通問題　　・教育問題
⑦第7回（2月2日）・住宅対策　　・物価対策
⑧第8回（2月8日）・住宅対策　　・雇用対策
⑨第9回（2月17日）・財政援助等に関する法律案
⑩第10回（3月17日）・当面の震災対策

(4)　阪神・淡路復興委員会（2月10日閣議決定、2月15日公布）

①第1回会合（2月16日）・特定課題選定（復興計画、住宅問題、がれき対策）
②第2回会合（2月24日）・特定課題選定（経済復興・雇用、神戸港、街づくり方策）
③第3回会合（2月28日）・神戸現地意見交換　　・提言（復興計画、住宅、がれき）
④第4回会合（3月10日）・提言（まちづくり方策、神戸港の復興）
　　　　　　　　　　　・特定課題選定（健康と福祉）
⑤第5回会合（3月23日）・提言（経済復興・雇用、健康と福祉）
⑥ヒアリング（4月17日）・提言に対する取組状況
⑦第6回会合（4月24日）・意見（緊急を要する三課題他：復興住宅、がれき、神戸港）
⑧第7回会合（5月22日）・提言（復興10箇年計画の基本的な考え方）
⑨第8回会合（6月12日）・提言（都市復興）
⑩第9回会合（6月19日）・提言（総合交通・情報通信体系）
⑪ヒアリング（7月10日）・復興10箇年計画について
⑫第10回会合（7月18日）・意見（復興10箇年計画について）
⑬第11回会合（8月28日）・長期ビジョン等について意見交換
⑭第12回会合（9月5日）・意見（長期ビジョン等について）
⑮第13回会合（10月10日）・提言（復興特定事業の選定と実施）
⑯第14回会合（10月30日）・委員会報告と委員長談話

6．災害救助法の適用（厚生省調べ）

兵庫県の10市10町及び大阪府の5市において災害救助法を適用し、必要な応急救助を実施

兵庫県 神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、明石市、三木市、洲本市、津名郡津名町、津名郡淡路町、津名郡北淡町、津名郡一宮町、津名郡東浦町、津名郡五色町、三原郡西淡町、三原郡三原町、三原郡緑町、三原郡南淡町（10市10町）
大阪府　豊中市、大阪市、池田市、吹田市、箕面市（5市）

7．災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付（厚生省調べ）

災害弔慰金については、９月１８日現在4,966件支給済。
災害援護資金については、９月18日現在43,605件貸付実施。

8．激甚災害の指定

本災害を激甚災害として指定し、公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助、中小企業者に対する資金の融通、罹災者公営住宅建設事業に対する援助の特例等の措置を適用（１月24日閣議決定、１月25日公布・施行）。農地、農業用施設等を追加（２月３日閣議決定、２月８日公布・施行）

9．罹災都市借地借家臨時処理法の適用

本災害による被害を受けた借家人及び借地人の権利を保護するため、兵庫県の10市11町（神戸市、西宮市他）及び大阪府の12市（大阪市、豊中市他）において罹災都市借地借家臨時処理法の規定を適用。（２月６日公布・施行）

10．特別財政援助法その他の立法措置

地方公共団体等に対する特別の財政援助並びに社会保険の加入者等についての負担の軽減、中小企業者及び住宅を失った者等に対する金融上の支援等の特別の助成措置を行うため、「阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」（２月28日成立、３月１日公布・施行）を制定。

また、阪神・淡路大震災に係る立法措置として、この他以下の法律を制定。

〈阪神・淡路大震災に係る法律〉

・地方税法の一部を改正する法律（２月20日公布）
・災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律（２月20日公布）
・阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（２月20日公布）
・阪神・淡路大震災復興の基本方針及び組織に関する法律（２月24日公布）
・被災市街地復興特別措置法（２月26日公布）
・阪神・淡路大震災に対処するための平成６年度における公債の発行の特例等に関する法律（３月１日公布）
・平成６年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律（３月１日公布）
・阪神・淡路大震災に伴う許可等の有効期間の延長等に関する緊急措置法（３月１日公布）
・阪神・淡路大震災を受けた地域における被災失業者の公共事業への就労促進に関する特別措置法（３月１日公布）
・阪神・淡路大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（３月13日公布）
・阪神・淡路大震災に伴う民事調停法による調停の申立ての手数料の特例に関する法律（３月17日公布）
・阪神・淡路大震災に伴う法人の破産宣告及び会社の最低資本金の制限の特例に関する法律（３月24日公布）
・被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法（３月24日公布）
・阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（３月27日公布）
・地方税法の一部を改正する法律（３月27日公布）

11. 当面の緊急問題

(1) 医療関係（厚生省調べ）

① 仮設診療所の整備

４月末日をもって避難所救護センターを廃止し、既存の医療機関を中心とした地域医療体制へ移行したが、診療所が著しく減少した地区等においては、地域住民の医療を確保するため「仮設診療所」を開設。

② 歯科保健医療の確保

被災住民の歯科保健医療を確保するため、仮設診療所の整備、歯科検診・保健事業等で対応。

③ 医師・看護婦等の派遣

ａ．日本赤十字社支部が、救護班の派遣体制をとり、延べ981個班、5,960名（医師913名、看護婦2,637名、その他2,410名）を派遣。国立病院療養所から神戸市内の避難所救護センター等へ延べ3,914名（医師898名、看護婦1,703名、薬剤師等1,313名）を派遣。また、44都道府県、12指定都市が約900名の医師・看護婦等を現地に派遣。

ｂ．岡山大学等周辺の68大学から231医療チーム3,983人を現地に派遣。

(2) 避難者生活対策

① 必要な応急仮設住宅（48,300戸）が８月10日に全戸完成し、避難所に残る被災世帯がすべて入居できる状況となったこと等から、兵庫県及び神戸市の意向により、災害救助法による避難所の設置は８月20日をもって終了された。

② 約800か所の避難所等に無料公衆電話約2,500台を提供し、聴覚障害者用に約350か所の避難所等に無料公衆ファックス約400台を提供。仮設住宅等に電話機３万台を寄贈（ＮＴＴ）。

③ 仮設風呂は20人用２基、５人用15基、２人用34基、シャワー168基設置。

④ 常備薬を各避難所に配付。

(3) 住宅の確保

① 応急仮設住宅は、８月10日に設置計画目標48,300戸すべてが完成した。
うち、47,203戸入居。（10月26日現在）

② 公営・公団住宅等の空家を活用し、12,627戸（10月２日現在）が入居した。

(4) 輸送関係

・復興物資輸送ルート等の確保

復興事業の本格化に伴い、仮設住宅建設、ガレキ処理等の復興事業のための資材等の輸送需要増加が予想されるため、災害対策基本法による「緊急輸送ルート」を解除し、２月25日から新たに道路交通法により「復興物資輸送ルート」（復興標章を掲出している車両以外の通行を禁止）、「生活・復興関連物資輸送ルート」（一般乗用車の通行を禁止）を設定している。

(5) がれき処理対策

・損壊した家屋等は廃棄物として市町村が解体・処理
・災害廃棄物処理推進協議会の設置（２月３日）……国（関係４省庁）、県、市町、関係者
・港湾事業の資材としてがれきの受け入れが実施されている。

12. 海外からの支援受入れについて

これまでに76の国・地域、国連、ＷＨＯ、欧州連合から支援申し入れがあり、地元自治体の意向も確認した上で、44の国・地域の申し入れの受入れを決定した。

阪神淡路大震災労働組合記録集編集委員会

主　査	連合大阪	総括副事務局長	伊東　文生
副主査	連合兵庫	政治担当部長	斎木菊二郎
委　員	運輸労連兵庫県連合会	書記長	乗井　幹雄
	大阪ガス労働組合	機関紙部長	古川　　大
	関西電力労働組合	賃金対策部次長	中村　　仁
	コープこうべ労働組合	副委員長	森口　文雄
	全水道神戸市水道労働組合	書記長	坂本　公憲
	全電通近畿地方本部	執行委員	中西　徳夫
	日教組大阪府教職員組合	情宣部長	土屋　敏明
	日教組兵庫県教職員組合	副委員長	藤井　訓博
	西日本旅客鉄道産業労働組合	政策・調査部長	荻山　市朗
	阪急電鉄労働組合	教育宣伝部長	武田　浩彦
	白鶴酒造労働組合	書記長	大利　清隆
	松下電器産業労働組合	中央執行委員	明田　彰宏
	自治労大阪府本部青年部		
事務局	(財)関西生産性本部	業務部長	辻本　健二
		業務部	町田　摂子

編集後記

阪神淡路大震災の記録集編纂プロジェクトがスタートしたのは一〇月末である。選挙、役員改選、冬の一時金交渉、来期賃上げ交渉準備と再び多忙な組合活動の日常的なスケジュールに入ろうとするときに、誰からともなく「このまいくと阪神大震災は風化してしまうな。労働組合運動として体験と教訓を整理しておく必要があるのではないか。もし、こんどどこかで大地震があったら、われわれが最も効果的な救援活動ができるかな。」との声が上がり、連合大阪、連合兵庫と関西生産性本部の労働政策委員会で早速検討され、一五労組のスタッフからなる記録編集委員会が発足した。

編集方針は、「充分時間をかけ内容の統一吟味を行うよりも、迅速に、それぞれの組合の震災体験の中で最も記憶にとどめたいことをカッコをつけずに記録する」ことにし、完成目標を一月一七日にした。この日はちょうど震災一年目にあたるので、神戸でこの記録集を資料に復興シンポジウムの開催も企画した。

無理を承知のスケジュールではあったが、編集委員各位の大変なご苦労によって、なんとかできあがった。

また、この記録は労働組合のリーダーのみならず、できるだけ多くの国民のみなさんに読んでいただきたいということから、国会図書館をはじめ全国の公立図書館に寄贈することになった。寄贈にあたっては、編集委員労組の企業と関西生産性本部の運営幹部会のメンバー企業に協賛いただいた。

本記録は、多くの方々のご協力によってできあがった。厚くお礼を申し上げたい。

編集委員会　主査　伊東文生

「阪神淡路大震災　その時労働組合は・体験と教訓」
～非常事態における労働組合の役割を考える～

一九九六年一月一七日　第1冊©

編　者　阪神淡路大震災労働組合記録編集委員会
発行者　連合近畿ブロック連絡会
〒五四〇　大阪市中央区北浜東三－一四
（〇六）九四九－一一〇五
財団法人関西生産性本部
〒五三〇　大阪市北区中之島六－二－二七
（〇六）四四四－六四六四

定　価　一五〇〇円（消費税込み）

印刷　あさひ高速印刷

00095105758